第七次千葉県障害者計画（令和３年度から令和５年度までの３年間）の概要

計画の位置付け

1　障害者計画（障害者基本法）
2　障害福祉計画（障害者総合支援法）
3　障害児福祉計画（児童福祉法）
4　「千葉県手話言語等の普及の促進に関する条例」に係る施策

１から４までの計画や施策を一つの計画として一体的に策定

本県の障害のある人の状況

1　手帳の所持者数

手帳所持者数	26 年度末①	元年度末②	②と①の比較
身体障害者手帳	176,392 人	179,242 人	1.6%増加
療育手帳	36,989 人	44,038 人	19.1%増加
精神障害者保健福祉手帳	34,178 人	51,503 人	50.7%増加

≪増加の状況と要因など≫

〇身体障害

全体に占める割合は「肢体不自由」が 50.0%、次いで「内部障害」が 35.1%

「内部障害」は増加が顕著で 5 年間で 13.5%増加

〇知的障害

軽度の障害のある人の増加が顕著で 5 年間で 23.8%増加

知的障害に対する認知度が高くなり、療育手帳取得者が増加したことが要因の一つと考えられる。

※要因＝「令和 2 年版内閣府障害者白書、障害者の全国的状況」による

〇精神障害

全体に占める割合は「２級」が 58.8%、次いで「３級」が 27.7%

「２級」は 5 年間で 48.2%増加、「３級」は 83.1%増加

2　公立特別支援学校の幼児児童生徒数

・平成 26 年度の 5,993 人から令和元年度の 6,473 人へと 8.0%増加
・障害別の内訳では知的障害が 9.0%増加、肢体不自由が 14.7%増加

3　障害のある人の就職件数

・平成 26 年度の 2,784 件から令和元年度の 3,972 件と 42.7%増加　精神障害者の就職件数は 5 年間で 84.2%増加

※就職件数＝県内のハローワークにおける障害のある人の就職件数

現状と課題

県内では、障害のある人が増加傾向にあり、加えて発達障害や高次脳機能障害、難病など多様な障害のある人に対する福祉サービスの提供が必要とされている。

こうした状況の中で、以下の施策を推進していくことが求められている。

- 住まいの場としてのグループホームや日中活動の場の整備
- 精神障害のある人が地域の一員として自分らしい暮らしをすることができる体制の構築
- 障害のある人への理解を広げる取組の推進と権利を擁護する体制の構築
- 障害のある子どもがライフステージを通じて一貫した療育支援を受けられる体制の構築
- 相談支援体制の充実
- 一般就労の促進や福祉的就労の充実、職場への定着支援

計画の目標

障害のある人が地域でその人らしく暮らせる共生社会の構築

障害者基本法と共通の「障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものである」という理念の下、目標を掲げます。

計画策定に係る基本的な考え方

- 自己決定の尊重と意思決定の支援
- あらゆる場面におけるアクセシビリティの向上
- 当事者本位の総合的・横断的な支援
- 障害特性等に配慮した支援
- 複合的困難に配慮したきめ細かい支援
- 障害を理由とする差別の解消
- 施策の総合的かつ計画的な取組の推進

８つの主要な施策と主な取組

1　入所施設等から地域生活への移行の推進

〇グループホームの整備拡充
〇地域生活支援拠点の整備促進

2　精神障害のある人の地域生活の推進

〇精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

3　障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進

〇障害者条例に基づく取組の推進
〇手話通訳者等の養成

4　障害のある子どもの療育支援体制の充実

〇ライフステージを通じた一貫した療育支援体制の充実
〇医療的ケアが必要な子どもの支援のための保健・医療・福祉・教育等の連携の推進

5　障害のある人の相談支援体制の充実

〇基幹相談支援センターの設置を支援

6　障害のある人の一般就労の促進と福祉的就労の充実

〇就労支援・定着支援体制の強化

7　障害のある人一人ひとりに着目した支援の充実

〇千葉県発達障害者支援センター（ＣＡＳ）による支援
〇千葉県ひきこもり地域支援センターによる支援

8　様々な視点から取り組むべき事項

〇人材の確保・定着
〇スポーツと文化芸術活動に対する支援
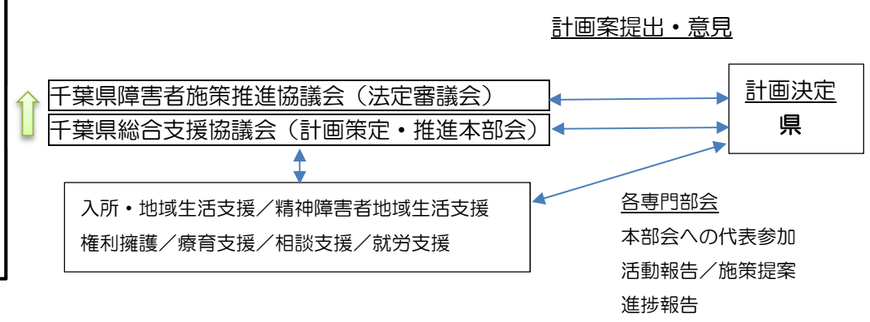
計画の策定・推進体制